



オリックス生命

1

ご請求の流れ

2

受取人について

3

提出書類について

4

お支払いまでのスケジュール

5

お支払いできない場合

6

いもれなくご請求に求めただくため

7

Q&A

個人情報のお取り扱い
マイナンバー制度

保険金・給付金

ご請求の手引き

この手引きは、ご請求手続きの流れや
保険金・給付金をお受取りいただけない場合
などについて説明しています。

保険金・給付金お問合せ窓口



0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00(日曜・祝日・年末年始休み)



主な保険用語の解説

受取人
【うけとりにん】

保険金・給付金を受取ることをいいます。

解除
【かいじょ】

告知義務違反などがあった場合、当社の意思により契約を消滅させることをいいます。

給付金
【きゅうふきん】

被保険者が入院したときや手術を受けたときなどに、当社がお支払いするお金のことをいいます。

契約者
【けいやくしゃ】

当社と保険契約を結び、契約上の権利(契約内容変更請求権など)と義務(保険料支払義務など)をもつ人のことをいいます。

告知義務
【こくちぎむ】

契約者と被保険者が、申込みや復活の際、当社がおたずねした現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など重要なことがらについて、ありのままに答えていただく義務のことをいいます。

失効
【しっこう】

保険料払込みの猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなく、契約の効力が失われることをいいます。

支払事由
【しはらいじゆう】

保険金・給付金をお支払いする要件をいいます。

責任開始時(日)
【せきにんかいじ(ひ)】

契約の保障が開始する時(日)をいいます。

被保険者
【ひほけんしゃ】

保障の対象となる人のことをいいます。

復活
【ふっかつ】

失効した契約を元の状態に戻すことをいいます。

保険金
【ほけんきん】

被保険者が亡くなった場合などに、当社がお支払いするお金のことをいいます。

保険証券
【ほけんしょうけん】

給付金額や保険期間などの契約内容を記載した保険契約の成立を証明する書面です。

保険料
【ほけんりょう】

契約者が当社へ払込むお金のことをいいます。

免責事由
【めんせきじゆう】

保険金・給付金の支払事由が発生しても、例外としてお支払いしない要件のことをいいます。

約款
【やっかん】

契約から消滅までの決めを記載したものです。

保険金・給付金 ご請求の手引き 目次

1 ご請求の流れ P3~4

2 受取人について P5~6

3 提出書類について P7~8

4 お支払いまでのスケジュール P9~10

5 お支払いできない場合 P11~14

6 もれなくご請求いただくために P15~17

7 Q&A P18~20

マイナンバー制度に関するお願い P21

個人情報のお取扱いについて P22



ご請求の流れ

1 お客様 当社へのご連絡



2 お客様 必要書類のご提出

請求書等に必要事項を記入・押印し、必要書類をご準備ください。
書類がそろいましたら、返信用封筒でご提出ください。

お手続きに必要な書類については7~8ページをご参照ください。

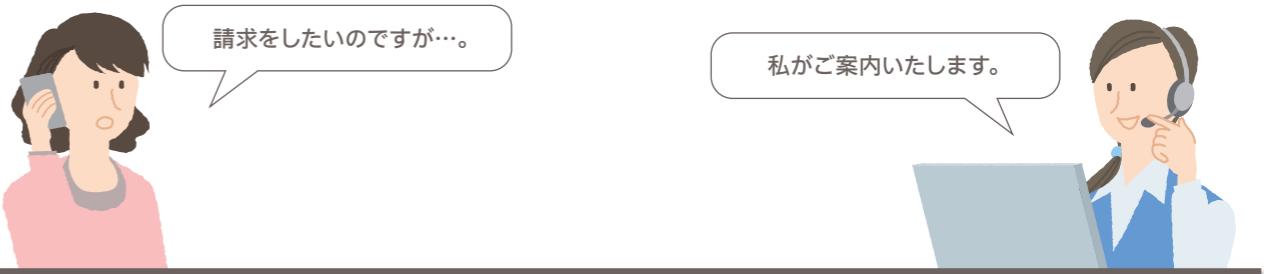
3 オリックス生命 お支払手続き

必要書類が当社に到着してから、お支払手続きを開始します。

お支払いまでのスケジュールについては9ページをご参照ください。

4 お客様 お支払内容のご確認

「お手続き完了のお知らせ」にて支払内容をご確認ください。
あわせて、ご指定の口座への着金をご確認ください。



当社へのご連絡の際にお伺いすること

ご連絡をいただいた際に、以下の事項についてお伺いしますので事前にご確認ください。
また、これらの事項以外にも、必要に応じて追加で確認させていただく場合があります。

入院・手術等をした場合

- 証券番号*(ご契約が複数ある場合は全件ご確認ください)
- 被保険者のお名前
- 入院などの原因(病気・事故)
- 入院日・退院日・手術日・手術名
- ケガをした日(ケガによるご請求の場合)

被保険者が亡くなった場合

- 証券番号*(ご契約が複数ある場合は全件ご確認ください)
- 被保険者のお名前
- 亡くなった日
- 亡くなった原因(病気・事故)
- 受取人のお名前と連絡先
- 亡くなる前の入院・手術・通院等の有無

* 証券番号は、「保険証券」または年に一度、当社からお送りする「ご契約内容のお知らせ」でご確認ください。

保険金・給付金
お問合せ窓口

0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)
※保険金・給付金請求についてのお問い合わせは、受取人ご本人さまからお願ひいたします。

受取人について

1 受取人について

受取人*となる方は、ご請求内容によって異なります。ご請求の際は、受取人ご本人さまからお問合せ窓口までご連絡ください。

*受取人は、「保険証券」または年に一度、当社からお送りする「ご契約内容のお知らせ」でご確認ください。

■ 受取人の例

- 死亡保険金のお手続きの場合：死亡保険金受取人
- 入院給付金のお手続きの場合：被保険者（保障の対象となる人）

2 被保険者（受取人）からのご請求が困難な場合

■ 指定代理請求人からのご請求

被保険者が受取人の場合で、ご本人による請求が困難な場合には、あらかじめ指定した指定代理請求人から請求いただけます。



[指定代理請求人からご請求できる場合の例]

- (1) 被保険者が寝たきりで、意思疎通が困難な状態の場合
- (2) 被保険者が、がん等の病名を告知されていない場合

- !**
- ・指定代理請求人に保険金・給付金をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても、保険金・給付金をお支払いしません。
 - ・上記(2)の場合、被保険者から当社に照会があったとき等、被保険者がご請求の理由を知る可能性があります。ご注意ください。

契約上、指定代理請求人の指定がない場合や、指定代理請求人も意思疎通が困難な場合などでも、被保険者のご親族のうち、一定の条件を満たす方からご請求いただける可能性があります。
詳しくはお問合せ窓口までご連絡ください。

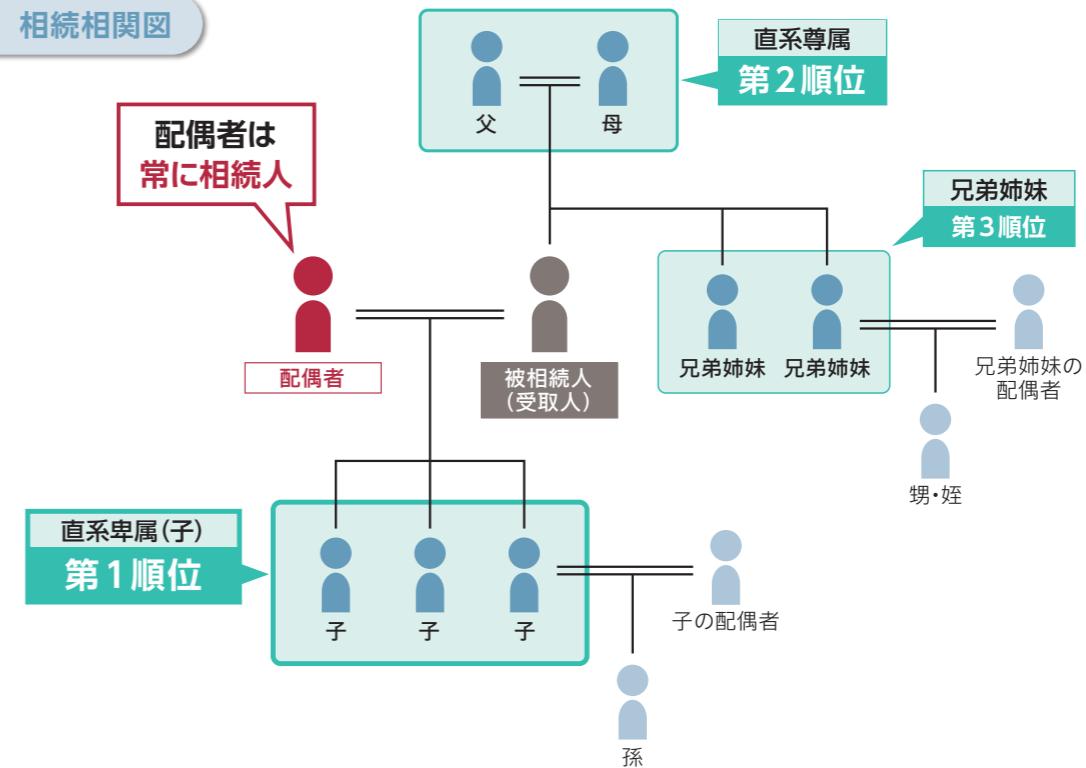
3 受取人が亡くなった場合

受取人が亡くなった場合には、法定相続人からのご請求となります。

■ 法定相続人とその順位

	配偶者がいる場合	配偶者がいない場合
子がいる場合	配偶者と子	子
子がない場合	配偶者と父・母	父・母
子も父母もない場合	配偶者と兄弟姉妹	兄弟姉妹

相続相関図



配偶者は常に法定相続人となります。

父・母（第2順位）、兄弟姉妹（第3順位）は順位が上位の方がいる場合、法定相続人にはなりません。

保険金・給付金
お問合せ窓口

0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

※保険金・給付金請求についてのお問合せは、受取人ご本人さまからお願いいたします。

提出書類について

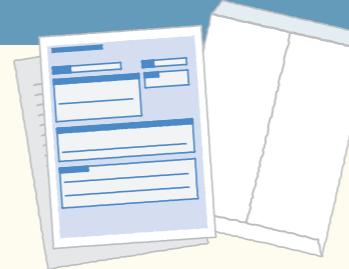
1 お手続きに必要な書類

ご提出いただく書類は、ご請求内容によって異なります。
事前にお問合せ窓口までご連絡ください。

以下が代表的な例です。

病気またはケガで入院・手術をしたとき

- 給付金等請求書
- 入院・手術等証明書(診断書)
- 事故発生状況報告書
※ケガによるご請求の場合のみ



亡くなったとき

- 保険金等請求書
- 死亡保険金受取人の運転免許証等のコピー
- 被保険者の死亡が確認できる住民票
- 死亡証明書(診断書)

■ 入院・手術等証明書(診断書)について

- ・医療機関(担当医師)に記入を依頼してください。
- ・原則、当社の診断書をご提出ください。

※診断書の発行にかかる費用はお客様の負担となります。当社の診断書を提出したにもかかわらず、審査の結果、お支払いができないかった場合は、診断書代金相当額を返金します(告知義務違反による解除など、返金できないケースもあります)。

医療機関の書式のコピー、または他の保険会社の書式のコピーでも代用いただけます。

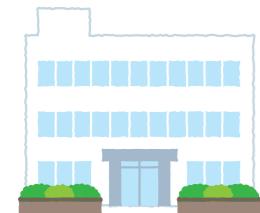
必要事項の確認ができない場合は、改めて当社の診断書のご提出をお願いすることができます。

■ 公的書類について

- ・住民票、戸籍謄本*、印鑑証明書などの公的書類は、発行日から6か月以内のものをご提出ください。
- ・印鑑証明書は原本をご提出ください。その他の公的書類については、コピーのご提出も可能です。

*戸籍謄本は本籍地のある市区町村役場で取得いただけます。郵送で取得することも可能です。詳しくは市区町村役場へお問合せください。

「全部事項証明書」等で不足事項がある場合には、原戸籍のご提出をお願いすることができます。
本籍地が不明な場合には、本籍地の記載を省略しない住民票を取得し、ご確認ください。



2 簡易請求について

簡易請求とは、「入院・手術等証明書(診断書)」の代わりに、「入院状況申告書」と「入院費の領収書」等のコピー^{*1}をご提出いただく方法です。診断書を取得する負担がなく、お手元の領収書等でご請求いただけます。

*1「入院費の領収書」等のコピー：退院時に日本国内の医療機関窓口で発行される、「入院費の領収書」「退院証明書」「診療明細書」のいずれか1点のコピー。
被保険者の氏名・入院日・退院日・医療機関名の記載があるものをご提出ください。

以下の条件をすべて満たす場合、簡易請求をご利用いただけます。

- 入院日数が14日以内である
(責任開始日(復活日)から2年以上経過後に開始した入院については30日以内)
- 給付金を請求する時点で退院している
- 手術を受けていない
または、手術給付金の支払対象となる手術を受けていない
手術についてご不明な場合は、「正式な手術名」をご確認のうえ、保険金・給付金お問合せ窓口までご連絡ください。
- 以下に表示する給付金の請求がない
 - ・先進医療給付金 •がん診断治療給付金 •がん通院給付金 •がん一時金
 - ・三大疾病治療一時金 •急性心筋梗塞一時金 •脳卒中一時金
- がん保険以外の請求である
- 特定疾病・特定部位不担保条件^{*2}が適用されていない契約である または、
特定疾病・特定部位不担保条件の適用期間経過後に開始した入院である

*2 特定疾病・特定部位不担保条件：指定された特定疾病、指定された特定部位に生じた疾患について、一定期間または保険期間中を通じて給付金の支払いが受けられない条件をいいます。

保険金・給付金
お問合せ窓口

0120-506-053

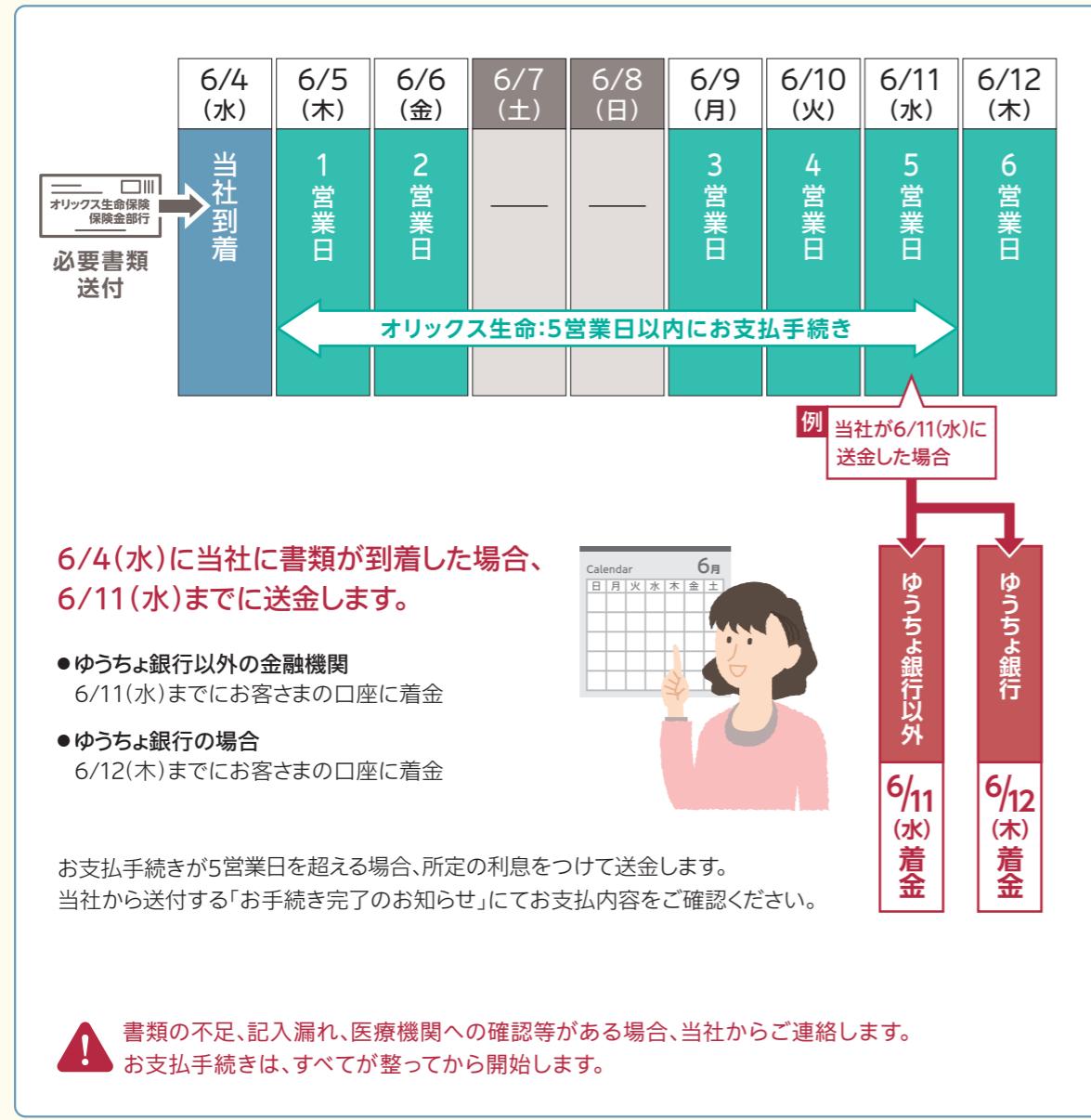
受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)
※保険金・給付金請求についてのお問合せは、受取人ご本人さまからお願いいたします。

お支払いまでのスケジュール

1 お支払いまでのスケジュール

必要書類が当社に到着した翌営業日から、5営業日以内にご指定の口座に送金します。
当社が送金した当日(ゆうちょ銀行の場合は翌営業日)にお客さまの口座に着金します。

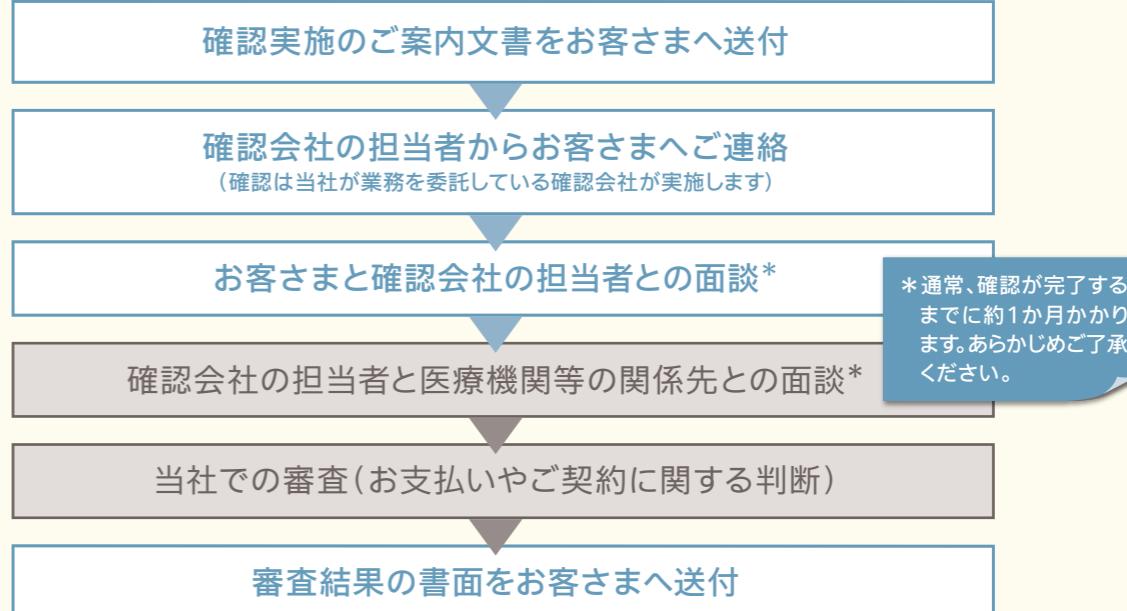
■ スケジュール例



2 事実関係の確認について

ご提出いただいた書類の内容だけではお支払いの判断ができない場合、医療機関やご自宅への訪問による確認をさせていただく場合があります。

■ 確認の一般的な流れ



■ 確認・照会・調査が必要な場合のお支払期限について

- (1) つぎの場合は、必要書類が当社に到着した日の翌日から起算して45日以内に送金します。
 - ・支払事由の有無を確認する必要がある場合
 - ・免責事由に該当する可能性がある場合
 - ・告知義務違反に該当する可能性がある場合
 - ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合など
 - (2) 上記(1)の確認を行うために特別な照会や調査が必要なつぎの場合は、必要書類が当社に到着した日の翌日から起算して180日以内に送金します。
 - ・弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合など
- お支払期限を超えた場合、所定の利息をつけて送金します。

保険金・給付金
お問合せ窓口

0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)
※保険金・給付金請求についてのお問合せは、受取人ご本人さまからお願いいたします。

お支払いできない場合

以下は保険金・給付金をお支払いでき ない場合の代表例です。
支払事由・免責事由はご契約内容に より異なりますので、「ご契約のしおり／約款」をご確認ください。

1 支払事由に該当しない場合

■責任開始時前に発病し、入院した場合

○ お支払いできない場合

責任開始時より治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、契約後に悪化し入院した場合

解説

責任開始時前の病気・ケガを原因とする入院の場合、お支払いできません。

*責任開始時前の病気・ケガについて正確かつ十分な告知をした場合を除きます。

○ お支払いする場合

責任開始時後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院した場合

解説

責任開始時後の病気・ケガを原因とする場合のみ、支払対象となります。



*責任開始日から2年経過後に開始した入院は、責任開始時以後の原因による入院とみなします。
*キュア・サポート、新キュア・サポート：責任開始時以後に持病が悪化した場合でも、支払対象となります。

3 がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合

○ お支払いできない場合

がん責任開始日前に胃がんと診断された場合



○ お支払いする場合

がん責任開始日後に胃がんと診断された場合

*がん責任開始日*前に診断確定されていた場合、契約者・被保険者がその事実を知っているか否かにかかわらず、主契約や特約は無効となります。
*がん保険等のがんに関する保障を開始する日をいい、責任開始日から91日目です。

2 入院が支払限度日数を超えた場合

■1回の入院の支払限度日数が60日の契約で、2回以上入院した場合

○ お支払いできない場合

ぜんそくで75日間入院し、「退院日の翌日」から180日以内にぜんそくで再入院した場合

解説

給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日以内に入院し、それぞれの原因が「同一」または「医学上重要な関係がある」場合は1回の入院とみなし、通算します。その結果、1回の入院の支払限度日数を超過した入院は、お支払いできません。

○ お支払いする場合

ぜんそくで75日間入院し、「退院日の翌日」から「181日目」にぜんそくで再入院した場合

解説

給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から181日目以降に開始した入院は、原因を問わず新たな入院とみなし通算せず、支払対象となります。



4 免責事由に該当する場合

■免責事由に該当する代表例

- 責任開始日から3年以内の自殺の場合
- 契約者や死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合
- 被保険者の薬物依存、泥酔、犯罪行為、精神障害等で事故を起こし、入院した場合または約款に定める障害状態となった場合 など

災害死亡保険金

○ お支払いできない場合

・被保険者の重大な過失

被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、亡くなった場合

・泥酔状態を原因とする事故

泥酔して道路上で寝込んでいるところを車にはねられ亡くなった場合

○ お支払いする場合

・被保険者の不注意

被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、亡くなった場合

・軽度の酒酔い状態での事故

酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していく、走行してきた車にはねられ亡くなった場合

お支払いできない場合

5 重大事由による解除、詐欺・不法取得目的による取消・無効の場合

- 「保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき」などの重大事由で契約が解除となった場合
- 契約の締結または復活に際し、詐欺行為や保険金・給付金の不法取得目的の行為があり契約が取消・無効となった場合

6 告知義務違反があった場合

○ お支払いできない場合

契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに加入し、契約の1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で亡くなった場合

解説
故意または重大な過失によって事実を告知しなかった場合や、事実と異なる内容を告知したときは、解除となり、お支払いできません。

※お申込みに際し、そのときの被保険者の健康状態等について正確に告知いただく必要があります。

○ お支払いする場合

契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに加入したが、契約の1年後に「慢性C型肝炎」とは因果関係のない「胃がん」で亡くなった場合

解説
告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合は、お支払いできる可能性があります。

7 失効中に支払事由が生じた場合(月払契約の場合)

○ お支払いする場合

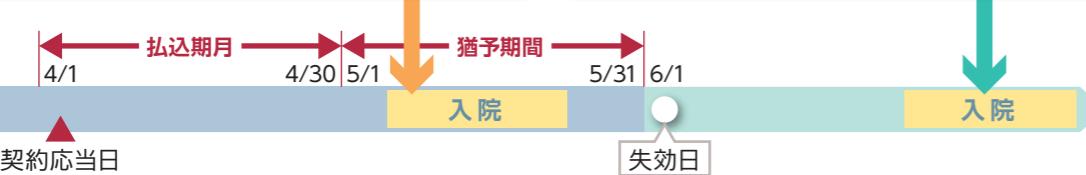
払込期月中に保険料の払込みがなかったが、
猶予期間中に入院を開始した場合

解説
猶予期間中に入院を開始した場合は、給付金から保険料を差し引いてお支払いします。

○ お支払いできない場合

猶予期間中に保険料の払込みがなく、失効日以降に入院を開始した場合

解説
保険料の払込みがないまま猶予期間を過ぎると、契約は失効します。失効後に入院を開始した場合には、お支払いできません。



8 支払対象とならない手術を受けた場合

手術給付金は、保険種類によって支払対象となる手術が異なります。以下はその代表例です。

!
最終的なお支払いの可否は、診断書の内容等により審査します。

○: 支払対象となる手術 ✗: 支払対象とならない手術

部位	手術名	新キュア*新キュア・レディ*新キュア・サポート*	左記以外の医療保険・特約
皮膚	皮膚切開術	✗	✗
	デブリードマン	✗	✗
	皮膚良性腫瘍摘出術	○	✗
	植皮術(25cm ² 未満の場合)	○	✗
乳房	魚の目切除術	✗	✗
	良性乳腺腫瘍切除術	○	✗
	骨折観血的手術(指)	○	✗
骨	非観血的整復固定術	✗	✗
	抜釘術	○	✗
	抜歯術	✗	✗
歯	インプラント義歯	✗	✗
	扁桃摘出術	○	✗
	鼻茸摘出術	○	✗
呼吸器	鼻焼灼術	✗	✗
	鼻内異物摘出術	✗	✗
	下肢静脈瘤硬化療法	○	✗
	肛門周囲膿瘍切開術	○	✗
消化器	痔核硬化療法	○	✗
	肛門ポリープ摘出術	○	✗
	子宮けい管ポリープ切除術	○	✗
生殖器	結膜縫合術	○	✗
	鼓膜チューブ挿入	○	✗
視器	外耳道異物除去術	✗	✗
	胸腔ドレナージ	✗	○
聴器	鉗子娩出術/吸引娩出術	○	✗
	美容整形手術	✗	✗
	鼻甲介切除術	○	✗
その他			

* 正式名称は「無配当 無解約払戻金型医療保険(2013)」、「無配当 引受基準緩和型医療保険(2015)」です。

もれなくご請求いただくために

以下の事例に 該当する場合、保険金・給付金の支払対象となる可能性があります。

1 ご契約をお忘れではありませんか？

複数の契約に加入している場合

具体例

個人契約以外に、法人契約でも保険に加入していたことを忘れており、請求していなかった。

それぞれの契約が、保障の対象となる可能性があります。当社でもご請求の都度確認しておりますが、複数のご契約がないか今一度ご確認ください。

夫婦型など、ご家族も保障している契約の場合

具体例

加入している保険が夫婦型だったが、妻の入院も保障の対象となることを忘れており、請求していなかった。

夫婦型は配偶者、親子型は20歳未満のお子さまも保障の対象となります。



2 ご請求いただいている 入院・手術・通院等はありませんか？

日帰りで手術を受けた場合

具体例

外来で大腸ポリープ切除術を受けたが、入院していないので、手術給付金を請求していなかった。

入院を伴わない外来手術でも、手術給付金の支払対象となる可能性があります。

入院途中にいったん給付請求をした場合

具体例

交通事故で足を骨折して入院。1か月時点では入院途中だが、給付金の請求をした。その後退院したが、残り10日分の入院給付金を請求していなかった。

10日分の入院給付金も支払対象となる可能性があります。

転院前に入院や手術をした場合

具体例

自宅で倒れて、A救急病院に入院し手術をした。B病院に転院し、1か月後に亡くなった。B病院で診断書を取得し、給付金・保険金の請求をしたが、A救急病院での給付金を請求していなかった。

A救急病院での入院・手術も給付金の支払対象となる可能性があります。



がんで通院している場合

具体例

がんの治療目的で入院した。その後、抗がん剤の投与のため通院していたが、入院だけが保障の対象だと思い、がん通院給付金を請求していなかった。

がん通院特約を付加している場合、がんの治療を目的とした通院は支払対象となる可能性があります。

通院で放射線治療を行った場合

具体例

がんの治療目的で通院による放射線治療を行った。支払対象になるとは思わず、がん通院給付金を請求していなかった。

放射線治療は手術給付金の支払対象となる可能性があります。また、がん通院特約を付加している場合、がん通院給付金の支払対象となる可能性があります。

先進医療の療養に該当する検査を受けた場合

具体例

今後の治療方針を決めるために先進医療の療養に該当する検査をしたが、支払対象となるとは思わず、請求していなかった。



特定疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)になった場合

具体例

がんで治療をしていたが、死亡保障のみの保険に加入していると思い、保険金・給付金を請求していなかった。

保障内容によりがん診断一時金や特定疾病保険金の支払対象となる可能性があります。

もれなくご請求いただくために

3 所定の状態に該当していませんか？

約款所定の高度障害状態に該当した場合

具体例

声帯をすべて摘出し発音が不能となったが、高度障害保険金や保険料払込免除を請求していなかった。

約款に定める高度障害状態に該当した場合、高度障害保険金の支払対象、保険料払込免除の対象となる可能性があります。

約款所定の身体障害状態に該当した場合

具体例

交通事故で片目が全く見えなくなったり、保険料払込免除を請求していなかった。

約款に定める身体障害状態に該当した場合、保険料払込免除の対象となる可能性があります。

特定疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)で約款所定の状態に該当した場合

具体例

脳卒中と診断され、60日経過後も後遺症が残っていたが、保険料払込免除を請求していなかった。

特定疾病保険料払込免除特則が適用されている場合、特定疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により約款所定の状態に該当した場合、保険料払込免除となる可能性があります。

余命6か月以内と診断された場合

具体例

がんになり、医師に余命6か月以内であると診断されたが、リビング・ニーズ保険金を請求できることを知らなかった。

リビング・ニーズ特約*を付加している契約の場合、リビング・ニーズ保険金として、生前に被保険者自身がお受取りいただける可能性があります。

*リビング・ニーズ特約

被保険者の余命が6か月以内と診断された場合、死亡保険金額の全部または一部をリビング・ニーズ保険金として生前に被保険者にお支払いする特約のことをいいます。

Q&A

よくあるご質問にお答えします。ご不明な点がありましたら、お問合せ窓口までご連絡ください。

Q.1 請求書類を本人以外が記入してもいいですか？

A 原則受取人ご本人の記入が必要です。お身体の状態(ケガや後遺症など)により、受取人ご本人が記入できない場合に限り、代筆が可能です。

Q.2 検査入院をしました。入院給付金は支払われますか？

A 病気やケガの治療を目的とした検査入院は、支払対象となります。ただし、人間ドックや健康診断などを目的とした入院は支払対象となりません。

Q.3 出産のために入院しました。給付金の支払対象となりますか？

A 出産(正常分娩)を目的とした入院は、支払対象となりません。ただし、以下の場合は支払対象となります。

給付金の支払対象となるケース

- ・重度のつわりや切迫流産、早産で入院した
- ・妊娠高血圧症候群のため入院した
- ・帝王切開で出産した など



Q.4 海外で入院しました。請求できますか？

A ご請求いただけます。ただし、医療法に定める日本国内にある病院や診療所と同等の医療施設での入院・手術であることが必要です。この場合、当社の診断書(英語版)の提出が必要です。診断書(英語版)は、当社ウェブサイトからもダウンロード可能です。海外からのお問合せは、以下までご連絡ください。

お客さま相談窓口

042-548-5572 通話料有料

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00(土日・祝日・年末年始休み)

Q.5 日帰り入院・日帰り手術は請求できますか？※日帰り入院とは、入院開始日と退院日が同日の入院をいいます。

A 契約内容によっては、入院給付金の支払対象となります。診断書や領収書で、外来ではなく入院扱いとされている必要があります。また、日帰り手術でも、約款所定の手術を受けた場合は、手術給付金の支払対象となります。

保険金・給付金
お問合せ窓口

0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00(日曜・祝日・年末年始休み)

※保険金・給付金請求についてのお問合せは、受取人ご本人さまからお願いいたします。



Q.6 手術はすべて支払対象になりますか？

A いいえ。支払対象となる「手術」とは、治療を直接の目的としたものであり、保険種類によって対象となる手術が異なります。
また、穿刺や吸引などの処置、検査(生検)、美容整形のための手術などは支払対象となりません。
詳しくは手術を受けた医療機関に手術名をご確認のうえ、お問合せ窓口までご連絡ください。

Q.7 同時に2種類の手術を受けました。2種類とも支払対象になりますか？

A いいえ。1回の手術とみなし、手術給付金の支払いは1回のみとなります。

Q.8 生検を受けました。手術給付金は支払われますか？

A いいえ。生検(検査)は、支払対象となりません。
ただし、契約内容によっては、腹腔鏡検査・胸腔鏡検査および開腹・開頭による検査は、支払対象となる可能性があります。

Q.9 通院は請求できますか？

A がん通院特約を付加していて、以下の通院をした場合、ご請求いただけます。
・がんで入院し、その退院後1年(通院治療期間)以内にがんの治療を目的として通院したとき(通院治療期間あたり60日限度)。
・約款所定の手術、放射線照射、温熱療法、抗がん剤治療(腫瘍用薬のみとし、経口投与を除く)のために通院したとき。

Q.10 「先進医療給付金直接支払サービス」とはなんですか？

A 先進医療の中でも特に高額な「がんの粒子線治療(重粒子線・陽子線)」に限り、
先進医療給付金を当社から医療機関に直接お支払いするサービスのことです。

- ⚠️ • 先進医療特約を付加したお客様のみご利用いただけます。
- 当社と本サービスの取扱いがある医療機関での治療に限ります。
- 医療機関によって必要書類の違いや、当社への書類到着期限がある等の利用条件があります。
治療にあたり余裕を持って、お問合せ窓口までご連絡ください。

Q.11 未成年でも請求できますか？

A 未成年が受取人となる場合は、親権者からの手続きが必要です。
請求書類とあわせて、未成年者と親権者の続柄がわかる公的書類のコピー(住民票など)をご提出ください。
なお、契約者が親権者の場合、またはご契約時の親権者である場合には、公的書類のコピーを省略できます。
また、給付金等をお支払いする口座は、原則受取人名義の口座ですが、親権者の口座もご指定可能です。

Q.12 名前が変わりました。給付金はどのように請求すればいいですか？

A 給付金請求とあわせて、名義変更の手続き*が必要となりますので、お問合せ窓口へご連絡ください。
請求書類には改姓後の氏名をご記入ください。
*改姓履歴がわかる公的書類のコピーが必要です。

Q.13 交通事故ではないのですが、「事故発生状況報告書」の提出は必要ですか？

A 交通事故以外の災害(転倒など)の場合でも、「事故発生状況報告書」のご提出が必要です。

Q.14 領収書は原本の提出が必要ですか？

A いいえ。必ずコピーをご提出ください。
なお、ご提出いただいた書類は原則返却いたしませんので、ご注意ください。

Q.15 保険金・給付金を受け取った場合に、税金はかかりますか？

A •死亡保険金の場合
税金は、契約者、被保険者、受取人の関係によって異なります。

契約形態	契約例	税の種類
(契)と(被)が同一人の場合	(契) (被) (受) 夫 夫 妻 夫 夫 子	相続税
(契)と(受)が同一人で、(被)が異なる場合	(契) (被) (受) 夫 妻 夫 夫 子 夫	所得税 (一時所得)
(契)、(被)、(受)がそれぞれ異なる場合	(契) (被) (受) 夫 妻 子 妻	贈与税

※左表は契約者が保険料を負担しているものとします。
※(契)は契約者、(被)は被保険者、(受)は受取人をさします。

•給付金の場合

受取人が被保険者本人のほか、その配偶者、直系血族または生計を一にする親族である場合には、原則として非課税になります。

オリックス生命のご契約者さま向けページでも、保険金・給付金のご請求についてご案内しています。

[オリックス生命 給付金](#)

スマートフォン
専用QRコード▶

保険金と給付金のご請求【オリックス生命保険株式会社】
<http://www.orixlife.co.jp/customer/payment/>



保険金・給付金
お問合せ窓口

0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)

※保険金・給付金請求についてのお問合せは、受取人ご本人さまからお願いいたします。

マイナンバー制度に関するお願い

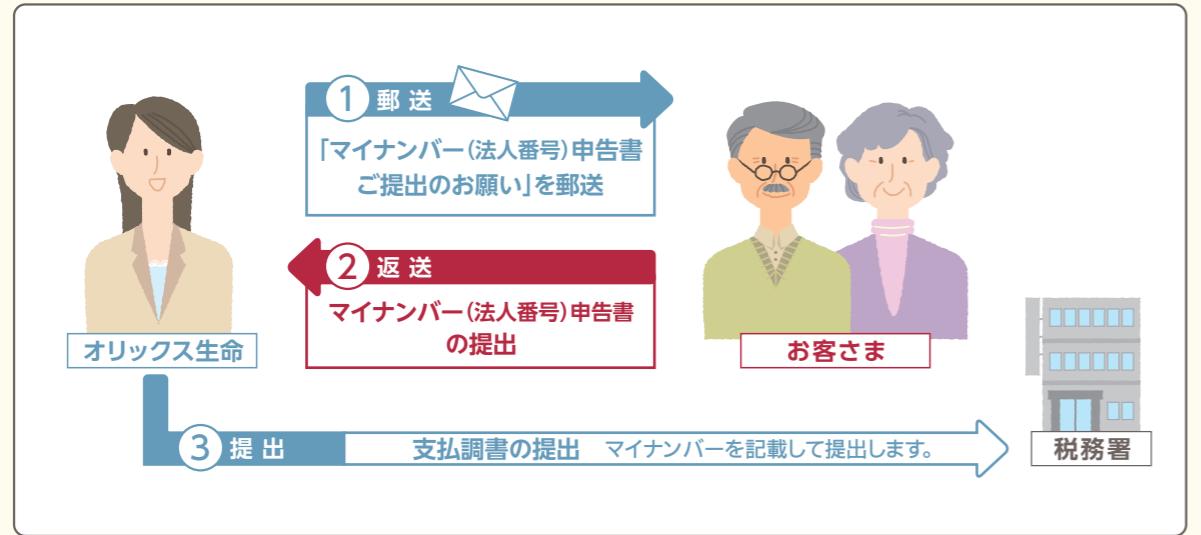
マイナンバー制度により、保険会社は税務署等に提出する支払調書に、お客さまの個人番号(以下、「マイナンバー」といいます)、法人番号を記載することが義務づけられています。

お客さまへのお願い

- 保険金等のお支払いをするお客さまのうち、法令等で支払調書の提出が必要なお客さまに、マイナンバー、法人番号の提供をお願いする場合があります。
- マイナンバー、法人番号の提供をお願いするお客さまには、ご請求時に「マイナンバー(法人番号)申告書ご提出のお願い」をお送りします。ご案内を確認のうえ、必要書類をご提出ください。

※オリックス生命では、所得税法または相続税法にもとづき、当社から税務当局への提出が義務づけられる支払調書の作成に限り、ご提供いただいたマイナンバーを利用します。

■ 支払調書提出の流れ



マイナンバーの取扱いについての注意点

- ・マイナンバーは、法令に定められた場合を除き、他人に開示することは禁止されています。そのため、当社からマイナンバーの提供の案内がある場合に限り、ご提出をお願いします。
- ・**マイナンバーの提供は郵送のみで承ります。**当社の社員(代理店募集人を含む)が直接受領することはありません。
- ・ご提出いただいたマイナンバー(法人番号)申告書等は、ご返却いたしません。

個人情報のお取扱いについて

このたびの保険金・給付金等のご請求に際しまして、以下の内容に同意のうえ、お手続きください。

■ 個人情報の利用目的について

オリックス生命保険株式会社(以下「当社」といいます。)は、お客さまの個人情報を、次の目的で利用します。

- (1) 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
- (2) 保険金・給付金等のお支払い
- (3) 当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- (5) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (6) その他保険に関連・付随する業務

■ 機微(センシティブ)情報の利用について

当社は、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報の利用目的を業務の適切な運営の確保と、その他必要と認められるものに限定しています。また、機微(センシティブ)情報については、限定している目的以外では利用しません。

■ 個人情報の開示について

業務遂行上必要な範囲で、個人情報(機微(センシティブ)情報を含みます)を保険契約者・被保険者・生命保険募集人に開示することがあります。

■ 再保険における個人情報の取扱いについて

当社は、再保険会社との間で、当社と契約者との間の保険契約について再保険出再契約が締結されている場合は、再保険会社における保険金・給付金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者の氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および保険金受取人氏名、住所、診断書類、本籍地が記載された戸籍書類など当該業務上必要な個人情報を再保険会社に提供することができます。

- 当社の個人情報の取扱いについての詳細は、当社のウェブサイトをご覧いただくか、以下『お客さま相談窓口』までご連絡ください。

■ 支払査定時照会制度について

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会とともに、お支払いや解除、取消もしくは無効の判断の参考とする目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約者等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

【相互照会事項】

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市、区、郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内のものとします。)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金額、各特約内容、保険料および払込方法

- 支払査定時照会制度についての詳細は、一般社団法人生命保険協会または当社のウェブサイト、または一般社団法人生命保険協会のパンフレットをご覧いただくか、以下『お客さま相談窓口』までご連絡ください。

お客さま相談窓口

0120-227-780

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00(土日・祝日・年末年始休み)

ご連絡先

保険金・給付金お問合せ窓口

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00(日曜・祝日・年末年始休み)
保険金・給付金請求についてのお問合せは、受取人ご本人さまからお願いいたします。

  **0120-506-053**
TEL

耳や言葉の不自由なお客さま専用窓口

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00(土日・祝日・年末年始休み)
耳や言葉の不自由なお客さまはFAXにてお問合わせいただけます。
(当FAXは耳や言葉の不自由なお客さまの専用窓口です。ご理解とご協力をお願いいたします。)

当社ウェブサイトから〈保険契約に関するお申出内容連絡用紙(PDF)〉を
ダウンロードいただき、必要事項をご記入のうえ、以下の番号へFAXを送信ください。

  **0120-911-980**
FAX

※FAXは24時間受付けています。
ただし、対応は受付時間内とさせていただきますのでご了承ください。



ORIX オリックス生命保険株式会社

〒190-0012 東京都立川市曙町2-22-20 立川センタービル
<http://www.orixlife.co.jp/>

